

平成 29 年度 群馬県いじめ問題対策連絡協議会の開催概要

平成 29 年 8 月 31 日
事務局 義務教育課
高校教育課

1 目的

本協議会は、群馬県いじめ防止等基本方針に基づき、いじめ問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、設置したものである。青少年の健全育成に係る関係団体、関係部局等が、一同に会し、協議や情報交換を通じて、相互の連携・協力体制を密にして、いじめの問題の解決を図ることを目的としている。

2 日時 平成 29 年 8 月 3 日（木） 午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

3 場所 群馬会館「広間」

4 次第

(1) 開会

(2) 挨拶 群馬県副知事 荻澤 滋

- ・いじめの問題解決のためには、保護者、学校、地域社会、関係団体、凝視絵が積極的に連携、協働し、社会層係で取り組む必要がある。

(3) 説明

①県内の取組状況について

- ・いじめの現状及びいじめ問題に対する取組状況について説明。

(4) 議事

①群馬県いじめ防止基本方針の改定について

- ・国の基本方針の改定を受けた県の基本方針改定案に係る内容及び今後のスケジュール等について説明。
- ・学校に入る前の幼稚園や保育園段階からの関わりが大切である。
- ・人権を守ることは、いじめ防止につながる。学校の教育活動の中で人権が守られていくことが大切である。

②教育上配慮が必要な児童生徒への支援について

(学校現場)

- ・いじめられる子が固定されることはない。本人が苦痛を感じたという訴えをした場合は、法の定義に従って認知し、対応している。
- ・いじめの未然防止の取組として、生活ノート、いじめアンケート、道徳、学級活動における話し合い活動、ピアサポート活動、校長講話などが効果がある。
- ・発達障害のある子は、コミュニケーションがうまくとれないので、ソーシャルスキルトレーニングなどを実施し改善している。また、授業の見通しを板書する等の配慮も行っている。
- ・外国籍の子への対応として、言語の問題が大きいため、学力を身に付けさせる前に語学学習を行う等の配慮を行っている。
- ・性同一性障害への対応として、呼び名は「〇〇さん」で統一。制服やトイレなどの配慮も行っている。
- ・いじめの加害者にならないことが大切。共生社会実現のために、「人として認め合う」ことが求められる。

(保護者)

- ・外国人の保護者の中には、PTA会則が読めず、言葉で説明しようにも通じないこともある。

- ・時間はかかるが、人権教育の観点から、障害の有無に関係なく、幼いときから教えていくことが大切である。

(関係団体)

- ・LGBTについては、からかわれやすい状況がある。受け入れる側の許容量の大きさが必要である。

- ・発達障害の子の理解については、当事者の親でないと分からないことも多い。他の親の理解を図るために講演会を開催し、学んでもらっている。

- ・人権は、障害がある、なしに関係なく、みんなが幸せになる権利である。みんなが励まし合って生きていきたいと考えている。学校でも、家庭でも、職場でもどこでも実施すべきである。

- ・人権は「教える」という考え方ではなく、「教え育てる」ということが大切。

- ・スポーツ少年団は、同じ校区内の子どもたちを集めて活動している。地域の人や保護者、みんなで盛り上げていくことが大切である。

(4) 閉会

5 まとめ 群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- ・発達障害の子どもたちへの対応について、小学校から高校まで共通の大きな課題であると改めて感じた。知事が特別支援学校の整備に取り組んでいる。就学前の子どもたちの支援も含めて連携を図っていきたい。

- ・LGBT、外国籍の子どもや貧困環境を背景とした課題についてご指摘いただいた。子どもだけでなく、家庭環境を背景とした問題については、学校現場だけでなく、参加いただいている関係団体と幅広く連携しながら、いじめの防止に取り組む必要がある。

- ・障害を理由とする差別を解消する法律も制定されている。全ての子どもたちが県内の学校で学んで、健やかに成長し、たくましく生きる力を身に付けてほしい。

群馬県いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

会長		副知事
副会長		教育長
委員	関係団体	県市町村教育委員会連絡協議会長 県小学校長会長 県中学校長会長 県特別支援学校長会長 県高等学校長協会長 県私立中学高等学校協会長 群馬大学教育学部附属学校代表校長 県PTA連合会長 県高等学校PTA連合会長 県特別支援学校PTA協議会長 県子ども会育成連合会長 県青少年育成推進会議会長 県スポーツ少年団本部長 県人権擁護委員連合会長
	総務部	学事法制課長
	生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課長
	こども未来部	子育て・青少年課長 児童福祉課長
	健康福祉部	障害政策課長
	教育委員会事務局	教育次長 教育次長（指導担当） 総務課長 学校人事課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 生涯学習課長 健康体育課長 総合教育センター所長
	県警本部	生活安全部少年課長
	関係機関	前橋地方法務局長 中央児童相談所長 西部児童相談所長 東部児童相談所長